

# 水道使用量等のお知らせ(検針票)の記載例【令和8年2月検針の場合】

**水道使用量等のお知らせ**  
 羽生市大字下羽生 134 番地  
 羽生市水道課 様


お客様番号 1111-1111-11-111

メーター番号 11111 **口径 013**  
 検針員 ○○  
 検針年月 令和8年2月  
 使用期間 令和7年12月○○日～令和8年2月××日  
 (現在メーター)  
 今回指示数 164 m<sup>3</sup> 前回(又は交換時)指示数 100 m<sup>3</sup>  
 使用水量(A) 64 m<sup>3</sup>  
 (旧メーター)  
 交換時指示数 m<sup>3</sup> 前回指示数 m<sup>3</sup>  
 使用水量(B) m<sup>3</sup>

**使用水量(A+B) 64 m<sup>3</sup>**  
**使用料金 15,620 円**  
 へ水道料金 7,656 円  
 内うち消費税額(10%) 696 円  
 訳下水道使用料 7,964 円  
 へうち消費税額(10%) 724 円  
 上記金額の口座振替日は 令和8年2月25日 予定です。  
 前回使用水量 64 m<sup>3</sup> 前年同期使用水量 60 m<sup>3</sup>

通信欄 今回の水道料金は基本料金の免除を行っています。  
 ただし、官公庁は免除対象外です。

**水道料金等口座振替領収書(前回分)**  
 検針年月 令和7年12月  
 使用期間 令和7年10月△△日～令和7年12月○○日  
 使用水量 64 m<sup>3</sup>  
 使用料金 18,370 円  
 へ水道料金 10,406 円  
 内うち消費税額(10%) 946 円  
 訳下水道使用料 7,964 円  
 へうち消費税額(10%) 724 円  
 上記の金額を指定口座より 令和7年12月25日 振替いたしました。

埼玉県羽生市長 

羽生市水道事業登録番号 T2800020001671  
 羽生市下水道事業登録番号 T6800020000769

羽生市水道課

水道メーターの口径が記載されます。口径の大きさにより、下記表の金額が免除されます。

「使用料金」及び「水道料金」は基本料金免除後の金額が表示されます。

## 【2か月分の水道基本料金表(税込)】

メーター口径	基本料金
13mm	2,750 円
20mm	2,860 円
25mm	3,080 円
30mm	3,410 円
40mm	5,500 円
50mm	14,300 円
75mm	33,000 円
100mm	55,000 円
200mm	99,000 円